

平成 23 年 3 月 1 日

民主党幹事長
岡田克也様

社団法人 全国都市清掃会議
会長・横浜市長 林 文子



再生可能エネルギーの買取制度に対する要望書

日頃より、当会議の管理運営に特段のご理解とご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、再生可能エネルギー導入拡大の方策として R P S 制度を廃止し買取制度へ移行することが検討されていますが、下記事項につきご配慮を賜りますよう当会議として要望申し上げます。

記

1. R P S 法で新エネルギー等として規定されている廃棄物発電のバイオマス（厨芥、紙等）相当分は、再生可能なエネルギーであり地球温暖化対策に資するものであるので、全量買取制度の対象としていただきたい。

(理 由)

廃棄物発電のバイオマス相当分は、新エネルギー等電気供給量 79 億 k W h (平成 20 年度実績)の 4 割を供給するバイオマス発電の大部分を占めており、再生可能エネルギーとしては風力発電に匹敵する供給量である。

しかし、全国のごみ焼却施設 1269 箇所のうち発電設備を有する施設は 300 箇所と普及途上であり、発電設備を有する施設の発電効率も 11%程度であるので今後インセンティブを与えることにより改善の余地が大きい。

また、次のように買取対象の条件にも合致している。

- ① 多くの市区町村ではバイオマスのリサイクルに積極的に取り組んでおり、そのうえで廃棄された厨芥や紙の焼却熱を利用するものであるため、既存用途における供給量逼迫や市況高騰を起ささない。
- ② リサイクル、リユースを前提にごみ焼却熱の利用が推進されており、持続可能な利用が可能である。
- ③ 廃棄された厨芥や紙を燃料として利用するので、発生した電気に相当する化石燃料の使用を抑制でき地球温暖化対策に資する。

2. 廃棄物発電施設のうち、R P S 制度導入以降に計画または建設した施設については、発電した電力をR P S 制度を前提に特定規模電気事業者に売却することで収支計画を立てた施設があるので、事業継続可能な単価となるように十分な検討をしていただきたい。

また、一般電気事業者の廃棄物発電取引単価は、少なくともR P S 法施行前の単価を保持していただきたい。

(理 由)

廃棄物発電施設は、近年、建設工事と 15 年以上の運営委託を一括で契約する方式が増えており、R P S 制度の新エネ価値を受託者の収入とする事例も多い。新エネ価値を分離して売却していた場合、R P S 法が廃止されると受託者が見込んだ収入が得られなくなり、事業の継続が困難となるおそれがある。事業を継続するには自治体为新エネ価値に相当する額を補填することになるが、自治体の財政も逼迫しており対応が困難である。

一般電気事業者の廃棄物発電取引価格は、R P S 法導入前後で増減が殆ど無く、新エネ価値は取引単価に付加されていないので、R P S 制度導入前の単価より下げる理由がない。

(事例：東京電力廃棄物発電取引単価 単位：円／k W h)

平成 14 年度 (R P S 制度導入前)

夏季平日昼間 11.4 その他季平日昼間 10.7 その他 4.9

平成 22 年度 (R P S 制度導入後)

夏季平日昼間 11.4 その他季平日昼間 10.7 その他 4.9

以上